

第3回・第8回・第13回スーパー配管工認定者 更新時講習会のお知らせ

受注者の皆様には、日頃から当局事業の円滑な執行にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

東京都水道局では、工事請負単価契約における優れた実績と技術を有する配水管工を「スーパー配管工」として認定しております。「スーパー配管工」として認定された配水管工技術者を雇用する事業者には、対象単価契約申込み時の審査において、配置予定技術者の能力評価点として加点されることとしています。

加点される期間は、認定を行った年度を含めて5年間とし、加点期間を継続するためには更新手続きを行い、「加点期間更新」の認定が必要となります。

「加点期間更新」の認定には、5年間のうち3年間以上の実務経験が必要となります。

さらに、更新にあたっては、更新時講習会の受講が必要です。つきましては、更新時講習会を下記のとおり行いますので、ご案内いたします。

1 対象者 第3回、第8回または第13回スーパー配管工認定者であり、以下の条件を満たす方

- (1) 平成20年度（第3回）及び平成25年度（第8回）にスーパー配管工の認定を受け、平成30年度に加点期間の更新を行った方
- (2) 平成30年度（第13回）にスーパー配管工の認定を受けた方

- ## 2 実施方法
- ・ 申込後、メールにて対象者へ資料送付します。（申込時のE-mailアドレスへ送付します。）
 - ・ 確認後、対象者は受講報告書をメールにて返送してください。
今年度は、当局が受講報告書の受領確認をすることで、
本講習会に参加したこととみなします。

- ## 3 期限
- 令和5年11月10日（金）正午まで
※受講報告書必着 ※所要時間約90分

- ## 4 講習内容
- 配管の基礎知識（NS・GX）、安全管理について、事故事例

- ## 5 備考
- 対象者は講習会の受講を必須とします。

【問合せ先】

【区部】 給水部配水課（施設管理担当）	03-5320-6467
給水部給水課（漏水防止担当）	03-5320-6477
【多摩】 多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課（工務担当）	042-548-5416